

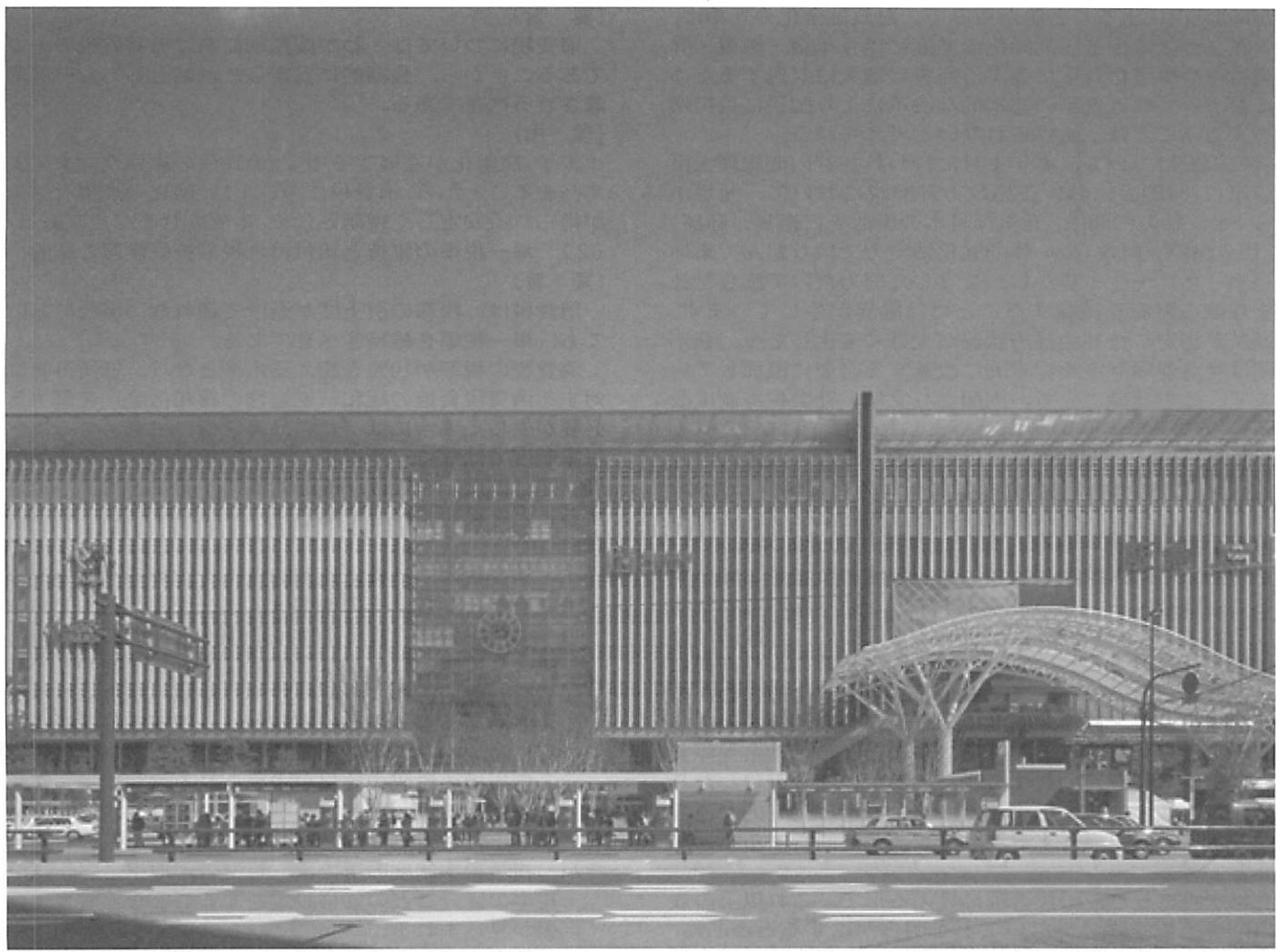


122号

平成23年9月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長 大谷 信義
事務局
〒105-0003 東京都港区
西新橋3-23-6 白川ビル3F
TEL 03(3437)0201
FAX 03(3437)0301
URL <http://www.kanzeikai.jp>
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷 株式会社 総北海



博多駅

主要目次

平成24年度 税制及び執行に関する要望書	2 ~ 3
平成23年度 「消費税に関するアンケート調査」 集計結果報告	4 ~ 5
平成22年度 租税滞納状況	6
間税会組織の現状	7

局連だより (福岡)	8 ~ 9
全間連の動き	10
広報だより (南九州)	11
間税会だより (組織増強への取組み)	12 ~ 15
国税庁からのお知らせ	16

税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1 税制改革の前提

〔要 旨〕

税制改革により国民に負担増を求める前に、行財政構造の徹底した見直しを行わるべきである。

（理 由）

国の平成23年度当初予算における公債発行高は約44兆円（歳入の47.9%）に、また、平成23年度末の公債残高が668兆円に上ること等からみて、財政健全化のために、また、今後の少子・高齢化の進展に伴う年金・医療・介護給付や少子化対策に要する経費の増大に対処するためにも、いずれは税制の抜本的な改革により国民に負担増を求めるることは、避けられないと考えられる。

この点について、本年1月に行われた菅内閣総理大臣の第177回国会における施政方針演説において、「発足から半年、私の内閣は、元気な日本の復活を目指し、「経済」「社会保障」「財政」の一体的強化に全力で取り組んでまいりました。……しかし、こうした努力だけで膨らむ社会保障の財源を確保することには限界が生じています。制度が想定した社会経済状況が大きく変化した今、我が国は社会保障制度を根本的に改革する必要に直面しています。この認識に立ち、内閣と与党は、社会保障制度改革の五つの基本原則をまとめました。第一は、……。そして第五が、次世代に負担を先送りしない安定的財源の確保です。公正で、便利なサービスを提供するため、社会保障と税の共通番号制度の創設も必要です。これら五つの基本原則を具体化し、国民生活の安心を高める。そのためには、国民の皆様にある程度の負担をお願いすることは避けられないと考えます。」と述べられています。

このような背景もあり、税制改革についての論議は今後広く行われることになろうが、税制改革により国民に負担増を求める前に、まずもって、行財政全般にわたって既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく見直すこととし、社会保障費、公務員の人事費、公共事業費などあらゆる分野にわたり、徹底した歳出削減を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織とするよう行政改革を断行することが必要である。

いずれにしろ、国民の眼に見える形で、これ以上の歳出削減措置を講じ得ないことを明らかにするとともに、中長期的展望の下に経済社会の発展、国民生活の安定等に欠かせない施策を展開するための財政措置の必要性を示して、広く国民の理解を得ることが必要である。

2 税制一般に関する事項

中長期的展望に立った税制

〔要 旨〕

今後における経済社会の動向を踏まえつつ、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に対応し、公平な社会の構築、将来にわたる持続的な経済社会の活性化を実現するために、中長期的展望に立った抜本的税制改革を行わるべきである。

（理 由）

今後さらに進展する少子・高齢化社会においては、社会保障給付の大幅増が生ずること等を踏まえ、かつ、財政の健全化に資するバランスのとれた税体系となることを念頭に置きつつ、経済活動に中立で歪みのない税制、

税負担の不公平を生じない税制、分かりやすい簡素な税制、安定的な歳入をもたらす税制、さらには地方財政の充実確保に繋がる税制を構築するよう、抜本的な改革を行わべきである。

3 消費税に関する事項

（1）消費税の定着

〔要 旨〕

消費税については、わが国税制における基幹税の一つであることから、長期的に安定した税制として、一層定着させるべきである。

（理 由）

少子・高齢化が進展する中で、消費税の重要性はますます高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる安定した税制として、定着させるべきである。

（2）単一税率の維持と給付付き税額控除制度の創設

〔要 旨〕

消費税は、税率の引上げが避けて通れない場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%を超える水準となり、低所得者に対する消費税負担の緩和（逆進性の緩和措置）を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

（理 由）

イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。

ロ 低所得者に対する消費税負担を緩和するための措置としては、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率より低い税率（軽減税率）とする考え方もあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことも留意する必要がある。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をすることなどの事務負担が見込まれる。

二 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税において給付付き税額控除制度を設け、その対象に消費税の負担軽減措置を加えるのが適当である。

（3）仕入税額控除

〔要 旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

（理 由）

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

（補 足）

将来、税率の引上げが論議される際には、低所得者に対する配慮から、食料品等を軽減税率の対象にするという考えも出てこようが、複数税率制度においては、仕入税額控除を的確に行うためにインボイス制度の採用が不

可欠となるところ、インボイス制度の下では、免税事業者が取引から排除されるという問題等もあることから、複数税率制度に切り替えることは適当でない。

(4) 使途

〔要旨〕

消費税は、社会保障の充実を図るための目的税とすべきである。

〔理由〕

消費税の収支の使途は、少子・高齢化の進展に伴い、高齢者に対する医療・介護や年金、子育て支援などの社会保障の充実のために限定する社会保障目的税とすることにより、消費税の税率引上げなどの見直しについての国民の理解を求めるべきである。

この場合、消費税の見直しと合わせて、社会保障の施策の内容を明示して、国民に対し税負担の増と社会保障の充実との兼ね合いを、説明することが肝要である。

4 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

〔理由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかつた。

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的な検討をすべきである。

(2) 印紙税の負担軽減

〔要旨〕

印紙税については、課税範囲、免税点、税率等の見直しを行うべきである。

〔理由〕

印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

〔補足〕

将来、消費税の税率引上げが想定される場合には、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

5 納税環境の整備に関する事項

納税者番号制度

〔要旨〕

納税者番号制度の導入を検討されたい。

〔理由〕

納税者の利便の向上と課税の適正化を推進するために、プライバシーの保護に配意しつつ、諸外国の実施例を参考にして、納税者番号制度（社会保障・税共通の番号制度）を創設する必要がある。

当連合会は、消費税の税率が10%を超える水準となつた場合には、低所得者の消費税負担を緩和するため、所得税において給付付き税額控除制度を設けるとともに、

消費税をその対象にするよう要請しているが、給付付き税額控除制度を的確に運営するためには、納税者番号制度は不可欠なので、そのためにも納税者番号制度の導入を検討されたい。

6 執行に関する事項

(1) 税務機構

〔要旨〕

消費税の重要性に鑑み、税務署機構に消費税の指導等を専担する者を配置されたい。

〔理由〕

消費税は、法人、個人ともに関係する税であることから、法人、個人を通して指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を設けていただきたい。

(2) 広報

〔要旨〕

消費税について、より深い理解を得るために広報をさらに行うべきである。

〔理由〕

消費税について、制度の内容を広く周知することももちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途（基礎年金、老人医療、介護）等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税（付加価値税）実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアーファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

(3) 租税教育

〔要旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

〔理由〕

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配付し、また、「税の標語」に応募するよう呼びかけているところである。

消費税を含めた税の必要性、重要性を若年期から理解するために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、社会全体として租税教育を積極的に推進すべきである。

(4) 消費税の滞納整理

〔要旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

〔理由〕

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、当会も滞納の未然防止に取り組んでいるところであるが、執行面において、これまで同様に、その未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

(5) e-Tax

〔要旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

〔理由〕

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

アンケート集計結果報告

I 調査目的

全間連では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

この提言活動につきまして、昨年9月には「平成23年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を政府税制調査会、民主党政策調査会、自由民主党政務調査会、財務省、国税庁等に提出しました。本年も最近の税制改正等の動きを踏まえ、時機に即した提言をすることとしています。その提言内容に会員の皆様の意見を反映させるため、このアンケート調査を実施しました。

昨年12月に取りまとめられました「平成23年度税制改正大綱」におきましては、平成23年度には消費税の税率引上げなどの見直しは行われないものの、消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的な内容について早急に検討を行っていくこととされていました。そして、消費税は社会保障のための目的税とするとともに、消費税に内在する逆進性を緩和する対策としては、制度が複雑となり、また、政治的な要因が働きやすい「複数税率」よりも、制度が簡明で、透明性の高い「還付制度」（給付付き消費税額控除制度）を優先的に検討していくこととされていました。

このような背景を踏まえ、消費税に関するこれらの問題に対して、全間連としてどのように対処し、どのような提言をすればよろしいか、皆様の率直なお考えをお伺いするために、次の項目についてアンケート調査を行いました。

（質問）

- (1) 消費税の税率構造
- (2) 消費税の税収の使途

II 回答率

アンケート用紙の配付数14,950枚に対し、回答数は7,900枚で、回答率は52.8%となっています。（別表1参照）これは、昨年に比べ、配付枚数を1,230枚増やしたこともあるて昨年の回答数7,323枚に対し577枚増加しましたが、回答率は昨年の53.4%から52.8%と0.6ポイント減少しました。

アンケート調査回答率

別表1

区分	配付数	回答数	回答率
東京	3,000 枚	1,377 枚	45.9 %
関東信越	3,000	1,607	53.6
大阪	100	60	60.0
北海道	850	628	73.9
仙台	700	90	12.9
東海	1,300	478	36.8
北陸	1,100	526	47.8
広島	1,350	625	46.3
四国	1,300	961	73.9
福岡	1,550	1,179	76.1
南九州	500	300	60.0
沖縄	100	29	29.0
業種	100	40	40.0
計	14,950	7,900	52.8

III 回答内容の概要

アンケート調査の集計結果は別表2のとおりですが、質問項目別の回答内容の概要は、次のようになっています。

1 消費税の税率構造

「食料品等は、軽減税率の対象とするのがよい」は28.7%、「単一税率が好ましいが、食料品等を軽減税率にするのはやむを得ない」は23.2%で、食料品等を軽減税率の対象とすることを容認するのが51.9%となっている。「食料品等を含め単一税率とするが、給付付き税額控除制度により低所得者の負担を軽減するのがよい」は17.9%、「食料品等を含め単一税率とし、低所得者に対する配慮は歳出面で行うのがよい」は13.3%、「消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない」は12.3%で、単一税率を維持するという意見が43.5%となっている。

「出面で行うのがよい」は13.3%、「消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない」は12.3%で、単一税率を維持するという意見が43.5%となっている。

2 消費税の税収の使途

「法律で使途を社会保障目的に特定する社会保障目的税とするのがよい」が38.8%、「法律で使途を特定しないが、事実上、社会保障目的にあてるのがよい」が28.8%となっており、社会保障目的化する意見が67.6%を占め多数意見となっている。

「使途は特定しないで、その年に必要な費目にあるのがよい」は25.4%となっている。

消費税等に関するアンケート調査集計結果

別表2

	区 分	回答数 (人)	割 合 (%)
1 消費税の税率構造	①食料品等は、軽減税率の対象とするのがよい。	2,270	28.7%
	②単一税率が好ましいが、食料品等を軽減税率にするのはやむを得ない。	1,835	23.2%
	③食料品等を含め単一税率とするが、給付付き税額控除制度により低所得者の負担を軽減するのがよい。	1,418	17.9%
	④食料品等を含め単一税率とし、低所得者に対する配慮は歳出面で行うのがよい。	1,054	13.3%
	⑤消費税は消費支出に対し比例的な負担となるので、特に低所得者に配慮する必要はない。	968	12.3%
	⑥分らない。	268	3.4%
	⑦その他	87	1.1%
	⑧無回答	0	0.0%

	区 分	回答数 (人)	割 合 (%)
2 消費税の税収の使途	①法律で使途を社会保障目的に特定する社会保障目的税とするのがよい。	3,066	38.8%
	②法律で使途を特定しないが、事実上、社会保障目的にあてるのがよい。	2,277	28.8%
	③使途は特定しないで、その年に必要な費目にあるのがよい。	2,004	25.4%
	④分らない。	428	5.4%
	⑤その他	125	1.6%
	⑥無回答	0	0.0%

平成22年度

租税滞納状況

消費税の滞納残高

11年連続で減少

全閣連は、預かり金的性格を持つ消費税の滞納発生を憂い、かねてから「消費税完納運動」を推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成22年度の租税滞納状況が、去る7月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成22年度の消費税の新規発生滞納額は3,398億円で、前年度の3,742億円に対し90.8%と9.2ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成22年度末で4,256億円となり、前年度末対比96.3%と、3.7ポイント減少しました。これで、消費税の滞納残高は、11年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成22年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

平成22年度租税滞納状況について

1 新規発生滞納額 6,836億円 (前年度比8.6%減少)
2 整理済額 7,591億円 (前年度比5.8%減少)
3 滞納整理中のものの額 1兆4,201億円 (前年度比5.0%減少)

1 新規発生滞納額の状況

新規発生滞納額は、6,836億円と前年度（7,478億円）より642億円減少（8.6%減）しました。

このうち、消費税については、3,398億円で、前年度（3,742億円）より344億円（9.2%）の減少となっています。

これは、平成22年度においては、期限内収納の実現を図るために期限内納付に関する広報の充実や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた成果です。

この結果、新規発生滞納額は、引き続き減少傾向を維持し、最も新規発生額の多かった平成4年度の36.2%まで減少しました。

また、新規発生割合は1.6%と、平成16年度以降7年連続で2%を下回り、引き続き、低い水準を維持しています。

2 整理済額の状況

整理済額は、7,591億円と新規発生滞納額（6,836億円）を755億円上回りました。

このうち、消費税については、3,561億円で、新規発生滞納額（3,398億円）を163億円上回っています。

これは、平成22年度においては、納税者個々の実情を踏まえ法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて確實に処理することに重点を置いて滞納の整理促進に努めた成果です。

3 滞納整理中のものの額の状況

滞納整理中のものの額は、1兆4,201億円と前年度（1兆4,955億円）より754億円（5.0%）減少しました。

このうち、消費税については、4,256億円と前年度より163億円（3.7%）減少しました。

これは、滞納の未然防止及び整理促進に努めた成果であり、その結果、滞納整理中のものの額は、平成11年度以降12年連続で減少し、ピーク時（平成10年度：2兆8,149億円）の50.4%になりました。

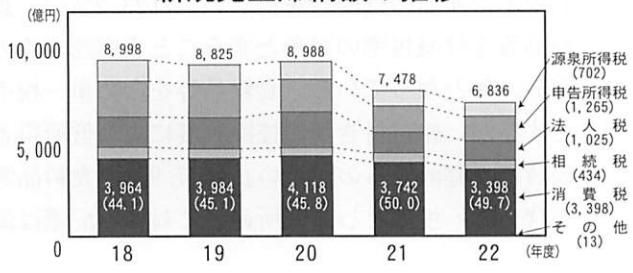
また、消費税については、平成12年度以降11年連続で減少しています。

全税目の滞納状況

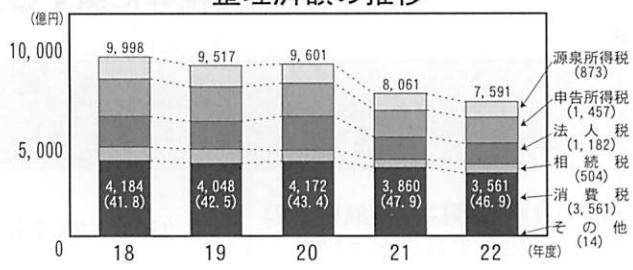
単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整 理 済 額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
18	8,998	96.8	9,998	98.7	16,844	94.4
19	8,825	98.1	9,517	95.2	16,151	95.9
20	8,988	101.8	9,601	100.9	15,538	92.2
21	7,478	83.2	8,061	84.0	14,955	96.2
22	6,836	91.4	7,591	94.2	14,201	95.0

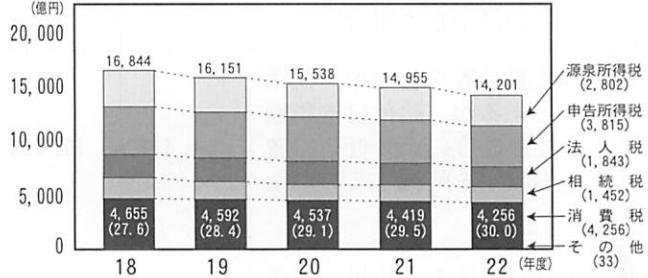
新規発生滞納額の推移



整理済額の推移



滞納整理中のものの額の推移

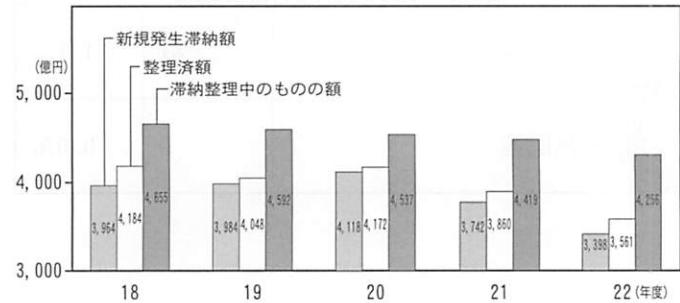


消費税の滞納状況

単位：億円、%

区分 年度	新規発生滞納額		整 理 済 額		滞納整理中のものの額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
18	3,964	93.9	4,184	98.9	4,655	95.5
19	3,984	100.5	4,048	96.8	4,592	98.6
20	4,118	103.4	4,172	103.1	4,537	98.8
21	3,742	90.9	3,860	92.5	4,419	97.4
22	3,398	90.8	3,561	92.3	4,256	96.3

消費税の滞納状況の推移



間税会組織の現状

1 間税会の組織状況

平成23年4月1日現在の会員数は89,085人（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数89,892人に対し807人減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したもので、各局間連の会員数の変動を見ると、会員数の増加しているのは、東京及び北海道の2局間連で、増減なしのが大阪、との8局間連は軒並み減少しています。

なお、仙台局間連につきましては東日本大震災の影響で、本年度の会員数の掌握ができないため、昨年と同数を計上しています。

別表1 間税会組織状況表

局連名	会員数		
	平成23年4月1日	平成22年4月1日	増減
東京	18,644	17,962	682
関東信越	18,189	18,401	△212
大阪	10	10	0
北海道	5,222	5,221	1
仙台	4,401	4,401	0
東海	7,651	7,882	△231
北陸	6,574	6,879	△305
広島	8,020	8,285	△265
四国	7,779	7,809	△30
福岡	9,364	9,718	△354
南九州	2,717	2,764	△47
沖縄	524	570	△46
計	89,085	89,892	△807
	89,095	89,902	△807

(注) 1. 会員数には、業種別部会の会員数を含む。(関東信越)
2. 「仙台」は、東日本大震災の影響で、本年度の会員数の掌握ができないため、昨年と同数を計上している。
3. 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表2 過去5年間の会員数の推移 (単位：人)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
会員数	98,072	94,916	92,728	89,892	89,085
前年度比	△3,365	△3,156	△2,188	△2,836	△807

別表3 間税会会員数階層別分布状況

会員数	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	10 (9)	12 (12)	9 (9)	40 (40)	24 (24)	1	19 (19)	5 (6)	3 (2)	15 (14)	3 (3)	141 (138)
100名以上	33 (35)	18 (18)	13 (13)	7 (7)	13 (13)	3 (3)	15 (15)	11 (9)	14 (14)	10 (10)	3 (3)	140 (140)
200名以上	29 (25)	15 (14)	4 (4)	5 (5)	3 (4)	4 (4)	8 (8)	3 (4)	6 (6)			77 (74)
300名以上	7 (9)	4 (6)	2 (2)		4 (3)	2 (3)	7 (7)	1 (1)	(1)			27 (32)
400名以上	3 (3)	5 (4)	1 (1)		1 (1)		1 (1)	1 (1)	2 (1)			14 (12)
500名以上	1 (2)	2 (2)	1 (1)		2 (2)	1		2 (2)	1 (2)			10 (11)
600名以上		1 (1)				(1)		1 (1)				2 (3)
700名以上	(1)	1 (1)			1 (1)	3			2 (2)			7 (5)
800名以上		2 (1)				(3)		1 (1)	1			4 (5)
900名以上		1 (2)							1 (1)			2 (3)
1,000名以上	1	2 (2)				1 (1)		2 (2)	(1)	(不明11)		6 (6)
計	84	63	30	52	48	15	50	26	31	36	6	441

(注) () 書は前年度

最高	武藏野 2,006	越谷 1,108	札幌西 501	山形 294	岐阜北 709	富山 1,372	徳山 426	伊予西条 1,382	福岡 919	熊本東 162	北那霸 164	武藏野 2,006
最低	厚木 36	柏崎 10	富良野 48	黒石 17	掛川 22	奥越 98	真庭 41	安芸 53	対馬 70	小林 15	八重山 20	柏崎 10
平均	222	287	174	84	159	438	160	299	302	75	87	208
モデル会	北沢 223	三条 376	札幌中 152	白河 177	松阪 313	三国 204	松江 241	伊予西条 1,382	武雄 295	熊本東 162		平均 353

2 最近5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみると、平成12年度までは増加していましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように毎年減少してきています。

なお、過去最高の会員数は、平成12年度の116,511人です。

3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が281会と全体の64%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は208人です。

4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は、会員数上位から45間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング45の局間連別では、①関東信越14、②福岡8、③四国6、④東京・北陸5、⑤東海4、⑥北海道2、⑦広島1となっています。

別表4 会員数ランキング

順位	団体名	会員数	順位	団体名	会員数
1	武藏野(東京)	2,006	24	武生(北陸)	550
2	伊予西条(四国)	1,382	25	山梨(東京)	532
3	富山(北陸)	1,372	25	上尾(関東信越)	532
4	越谷(関東信越)	1,108	27	松山(四国)	528
5	上田(関東信越)	1,048	28	高松(四国)	525
6	高知(四国)	1,001	29	八幡(福岡)	507
7	土浦(関東信越)	936	30	札幌西(北海道)	501
8	福岡(福岡)	919	30	鈴鹿(東海)	501
9	浦和(関東信越)	890	32	佐賀(福岡)	487
10	長尾(四国)	880	33	松本(関東信越)	478
11	新潟(関東信越)	877	34	岐阜南(東海)	472
12	小倉(福岡)	875	35	西新井(東京)	466
13	福井(北陸)	792	36	長野(関東信越)	442
14	金沢(北陸)	791	37	宇摩(四国)	439
15	小松(北陸)	778	38	春日部(関東信越)	431
16	長崎(福岡)	746	39	渋谷(東京)	426
17	博多(福岡)	728	39	徳山(広島)	426
18	所沢(関東信越)	720	41	筑紫(福岡)	413
19	岐阜北(東海)	709	42	諫訪(関東信越)	412
20	西福岡(福岡)	685	43	大宮(関東信越)	405
21	古河(関東信越)	618	44	稚内(北海道)	403
22	東三河(東海)	569	45	横浜南(東京)	400
23	宇都宮(関東信越)	557			



福岡間連の現状などについて

福岡国税局間税会連合会
会長 中川原 潔

福岡間連は、消費税導入後、平成5年5月に1署1間税会（31間税会）体制を達成してから、今日まで間税会発展のために諸施策を企画、立案、実施して、会務運営の充実強化に努めてきたところである。

そこで、福岡間連の会務運営の現状等を次により紹介する。

- 1 会議の種類と開催状況等
- 2 会員の加入状況
- 3 青年部・女性部の結成状況
- 4 会員一人当たりの年会費
- 5 事務局の設置状況
- 6 間税会ニュースの発行

記

1 会議の種類と開催状況等

会議の効率化・省力化を図りながら、次のように会議を開催し、福岡間連及び単位間税会に共通する会務について、意見交換・協議を行っている。

会議の種類と開催状況

会議名	開催月	摘要
正副会長・委員会委員合同会議 (16名)	2月上旬・ 8月上旬	注1, 2
理事会(39名)	2月上旬	注2
総会(約150名)	6月上旬	
事務長会議(31名)	8月下旬	
ブロック間税会連絡協議会 (6ブロック)	9月中旬～ 10月下旬	注3

(注1) 委員会組織は、全間連に準じて「総務・会務運営・税制」の3委員会である。

(注2) 2月・8月の会議は、全間連の常任理事会を踏まえて、開催している。

(注3) ○ブロック間税会連絡協議会の概要

① 設置理由等

福岡間連は、県連組織を設けないで、これに代わる具体的・効果的な組織として、平成5年にブ

ロックを設置して、毎年、連絡協議会を開催している。

税務当局の出席を得、議題に応じた支援・指導を受けている。

ブロック 編成	福岡県				佐賀県	長崎県	計
	福岡	北九州	筑豊	筑後	佐賀	長崎	
間税会	7	5	3	5	5	6	31
参加者	各間税会とも、会長・副会長・事務局のほか役員を含め3～5名						

② 会議のポイント

- イ 間税会の抱えている問題点・あい路・改善すべき事項等を検討協議している。
- ロ 間税会間の連絡協調や、各間税会の運営に資することとしている。

2 会員の加入状況

各間税会とも、会員の加入勧奨・拡大については、なかなか思うようにいかず、苦労しているのが現状である。

会員の加入状況

会員数(者)	内訳 (構成比%)		参考・税理士加入
	個人	法人	
9,364	2,101	22.4	637人
	7,263	77.6	構成比6.8%

(注) 単会の会員数(者) 最高919 最低70 平均302

3 青年部・女性部の結成状況

青年部・女性部は、間税会の会務運営に当たって必要な組織であって、その活動の成果は、本会の会務運営に大きく影響している。

青年部・女性部の結成状況 (結成22間税会・816人)

間税会数	結成区分	青年部員	女性部員
5	青年部	126	
	女性部		191
8	青年女性部	152	55
9	青年部	292	
22	計	570	246

4 会員一人当たりの年会費

会費の額をどれ位にするかは、①会費が高いと会員数が増えない、②会費が低いと会務運営の資金が不足するといったことで、頭の痛い問題である。

資金集めには、次のような事が考えられる。

(当局で実施しているものは○)

- ① 個人と法人で、差を設ける。
- ② 資本金によって、段階会費を設ける。
- 3 大手企業を賛助会員として、別建ての会費を設ける。
- ④ 行事への参加者から、特別会費を徴する。
- ⑤ 広告収入を図る。
- 6 全間連大型保障制度への加入拡大に努める。
- 7 会費を口数別として、大手企業の加入に努める。

会員一人当たりの年会費

区分			
	個人	法人	単会
均一	円 3,000	円 3,000	4
	4,000	4,000	2
	4,800	4,800	1
	5,000	5,000	13
	6,000	6,000	4
	7,000	7,000	1
個人・法人別	3,000	5,000	2
	5,000	6,000	1
	5,000	10,000	1
個人 法人 資本金別	4,000	2千万円未満 1億円未満 1億円以上	4,000 6,000 10,000
	5,000	1千万未満 1億円未満 1億円以上	5,000 8,000 12,000
	4,703		5,219

5 事務局の設置状況

- (1) 間税会活動の活発化・効率化のためには、①役員の間税会に対する理解と同時に、②事務局の充実(独立の事務局、専任の職員等)が大きく影響する。
- (2) 独立の事務局、専任の職員を持っている間税会は皆無なので、会務のための事務処理が適切に行われないきらいがある。

事務局の設置状況

設置場所	単会数	設置場所	単会数
法人会事務局	12	中小企業団体	1
税理士事務所	5		
商工会議所	4	間税会・会長	3
納貯連事務局	1	副会長	1
家具工業組合	1	他の役員	3

6 間税会ニュースの発行

- (1) 10年前から会務運営のための予算が不足がちになつたので、会報の発行に代えて、間税会ニュースを発行している。
- (2) 間税会ニュースは、①局連・単会・会員をつなぐパイプ役としてばかりでなく、②消費税をはじめとする間接諸税についての情報誌としての役割を持たせつつ、③会員相互の意思の疎通を図る場となるよう努めているところである。

○間税会ニュースの発行状況

- (1) 発行時期 每年 1月・5月・9月
- (2) 発行事績 過去3年間の発行事績は、次のとおりである。
 - 1 私たちの税金 大蔵財務協会発行の「私たちの税金」から抜粋している。
 - 2 社会常識関係
 - ・今日の世相あれこれ
 - ・カタカナ語の解説
 - 3 間税会関係
 - ・会員の声
 - ・組織の拡大策
 - 4 税法関係
 - ・税金について考え方
 - ・消費税について考え方

常任理事会の開催

去る7月22日（金）午後2時から東京・大手町 三菱総合研究所ビル・アットビジネスセンターにおいて、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部吉田消費税室長から、ごあいさつをいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第38回通常総会等の開催
- ② 平成22年度収支計算書（見込額）及び平成23年度収支予算書（案）
- ③ 平成22年度事業報告及び平成23年度事業計画（案）
- ④ 今後における組織増強への取組みと財務基盤の強化等について
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの効果的な活用等について
- ⑥ 「税の標語」の選考等について
- ⑦ 平成24年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

正副会長会議の開催

去る7月22日（金）常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月22日（水）午後1時半から、全間連事務局において、全間連江川専務理事を講師として、「今後における消費税のあり方等について」をテーマとする研修会を開催しました。

研修会のあと、役員会を開催し、第33回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について、協議しました。

その後、池永国税庁課税部消費税室消費税第二係長を交えて、活発な意見交換が行われました。

揮発油税中央セミナーの開催

第32回揮発油税中央セミナーは、6月7日（火）午前9時30分から東京・麹町 弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室川崎諸税第一係長を講師として行われ、112名が受講しました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会（石坂匡身理事長）は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配付活動に対して支援してくださることになり、去る7月22日（金）に開催された常任理事会の席上において、石坂理事長から大谷会長に対し、支援金（200万円）が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配付は平成13年度から実施しているのですが、年々「税の標語」の応募数やクリアーファイルの配付数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援をしていただいているものです。



全間連の主な動き（23.5.17～9.6）

5月17日(火)	広島局間連総会出席	広島
5月17日(火)	輸出物品販売場等税務懇話会 総会出席	東京
5月20日(金)	南九州間連総会出席	中津
6月7日(火)	揮発油税中央セミナー	東京
6月8日(水)	北海道間連総会出席	札幌
6月14日(火)	関東信越間連総会出席	さいたま
6月14日(火)	東海間連総会出席	松阪
6月16日(木)	福岡局間連総会出席	福岡
6月17日(金)	東京局間連総会出席	東京
6月22日(水)	青年部研修会、役員会、 国税庁幹部との意見交換会	事務局
6月28日(火)	税制委員会	事務局
7月5日(火)	幹事会	事務局
7月8日(金)	平成24年度税制及び 執行に関する要望書提出	政府税制調査会
7月13日(水)	財務委員会	事務局
7月14日(木)	会務運営委員会	事務局
7月15日(金)	総務委員会	事務局
7月22日(金)	正副会長会議、常任理事会	東京
8月5日(金)	事務局長会議	事務局
8月30日(火)	税務行政懇談会出席	国税庁
9月2日(金)	幹事会	事務局
9月6日(火)	四国間連総会出席	高知

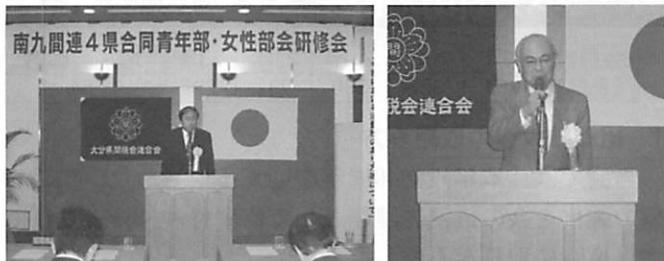
◇◇南九州間税会連合会 第38回通常総会 中津大会◇◇

南九間連・第38回通常総会は、南九間連の地域の中では最北端の中津市（大分県）で行われました。

ご来賓には、味水熊本国税局長はじめ岸課税部長、松岡消費税課長、そして、全間連より江川専務理事など多数のご臨席を賜りました。

また、中津間税会は川をはさんで福岡局間連と接しており、交流が盛んな小倉間税会の林前会長はじめ幹部の方々も駆けつけていただき、大変豪華な顔ぶれの大会となりました。

まず、青年部・女性部研修会では、全間連の江川専務理事に「今後における消費税のあり方等について」というテーマで、消費税は日本の税制の中で基幹税目として、ますますその重要性を増していくこと、また消費税の持つ逆進性への対策について主要国で採用している制度を例にあげ、それぞれの特徴や問題点などから、公平、中立でかつ簡素な制度にしていくことの必要性を、大変わかりやすくご講演いただきました。



総会では、高柳議長（南九間連会長）のもと、決算・予算、役員の一部改選などが決議され、あわせて、東日本大震災被災地への間税会としての支援活動の内容が紹介されました。



総会後の記念講演では、中津出身の偉人・福澤諭吉先生にまつわるエピソードなどを、慶應義塾・福澤研究センターの西澤教授に、当時の貴重な写真を映写しながらユーモアを交えてお話しいただきました。



懇親会では、地元中津の税務団体長協議会で作成した「イータ君人形」を、来賓席（味水局長のお隣）に座らせましたが、大変な人気でした。（下は味水局長と畠野中津署長の記念撮影）

アトラクションでは、400年の歴史をほこる中津祇園の、巡回の様子をスクリーンに映し出しながら、映像とシンクロしての鐘・太鼓の熱演に、惜しみない拍手が鳴り響きました。



翌日は各々、リニューアルオープンしたばかりの福澤邸、中津城への散策など、とても充実した2日間でした。

組織増強への取組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、7ページに掲載しましたように、残念なことに平成23年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、89,085人社となり、前年同期の89,892人社に比べて807人社の減少となりました。

このような趨勢の中で、会員増強に精力的に取り組まれ、顕著な会員増に結びつけた間税会もあります。

今回の間税会だよりでは、平成22年度中に50人社を超える会員増を行った7間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

麹町間税会

東京局間連

会員数 (人社)	19年 194	20年 187	21年 175	22年 160	23年 222	増加会員数 62

1 組織拡大への取組み方

① 役員会の運営の改善

イ 役員会は、その都度テーマを定めて開催することとしました。

ロ 役員に若い会員を登用することで、視点の広がりと行動力を発揮できるようにしました。

② 間税会の活動に賛同し、支援をしていただくために、一般会員より低い会費のサポート会員制（準会員）を設けることで、将来一般会員へ移行していくためのワンステップとする道を開きました。

③ 研修会・懇親会に、他の税務協力団体等の方々を招き、間税会のPR等を行い、加入勧奨を行いました。

2 主な事業活動の内容

① 毎月第二水曜日に定例役員会（「二水会」）を開催し、意見交換、情報交換、その都度のテーマに応じた論議を行い、活動方針を定めています。

② 青年部・女性部が中心となり、生活に役立つ・身近な情報や知識の習得に繋がる研修会・親睦会を実施しています。本年は、東京のビジネス街である大手町のビルの中で農業を営んでいる「パソナ」を見学しました。

③ 每年、麹町地区の小・中・高校に「世界の消費税」クリアーファイルを提供してきました。
(22年度からは、クリアーファイルに当会のネームを入れています。)

④ 11月の「税を考える週間」にあわせ、通行客の多い東京駅前の丸ビル1階マルキューブで、税金クイズ・クリアーファイルの配布などの広報活動を実施しました。

3 今後の活動方針

定例役員会の充実、他の税務協力団体との交流を図ることによって、平成22年度において一定の実績が得られた「サポート会員」の拡大を図って行くこととともに、「サポート会員」から「正会員」への移行に繋がることを目標として、会員に魅力のある会活動をしていくこととしています。

本所間税会

東京局間連

会員数 (人社)	19年 354	20年 322	21年 300	22年 231	23年 295	増加会員数 64

1 組織拡大への取組み方

当会では、本年設立40周年を迎えるに当たり、組織基盤の強化を会の最優先課題として位置付け、役員全員で会員増強に取り組みました。

昨年、役員が入会勧奨したサポーター会員（間税会活動を理解し、賛同していただくために、一般会員より低い会費で会活動に参加していただいている者）260社の中から、一般会員への移行に積極的に取り組みました。特に役員30名で、1人2社以上の目標を設定して、会員増強運動を推進した結果、64社の増強を実現することができました。

2 主な事業活動の内容

① 租税教室の教材として、小中学校へ「世界の消費税」クリアーファイルを配布し、あわせて「税の標語」の募集を行いました。

② 地域で行われる「すみだまつり」及び「税を考える週間」でクリアーファイルを配布するとともに、間税会のPRに努めました。

③ 役員会・総会等に署の幹部等を招き「署長講演会」、「消費税についての研修会」を行いました。

④ 税理士会など他の税務協力団体と連携して、税の無料相談会を実施しました。

3 今後の活動方針

- ① 今秋に開催する設立40周年記念式典に向けて、役員全員による会員増強運動の実施と組織強化に取り組むと同時に、会員の退会防止に努めることとしています。
- ② 会員の交流の場として、設立40周年記念式典・新年賀詞交換会・懇親会等の開催及び会員の税知識向上のための研修会の充実を図ります。
- ③ 会報「ほんじよ」の発行による会員同士の情報の共有に努めます。
- ④ 税務協力団体として、各種行事への協賛、地域イベントへの積極的な参加などを通して、間税会の知名度を向上させるように努めます。



すみだまつりにてクリアーファイル配布と間税会PR活動

…武藏野間税会… 東京局間連

会員数 (人社)	19年	20年	21年	22年	23年	増加会員数
	680	700	602	701	2,006	1,305

1 組織拡大への取組み方

昨年は、当会の創立60周年の節目の年に当たりますことから、5年前から会員増強に向けての年次計画を立て、毎年1年1年地道に計画の実現に向けて取り組んできましたが、当初の計画通りの大幅な会員増強が実現出来ました。

先ず、最初の3年間は、完全に自立した会運営を目指し、①間税会に専念できる役員の育成、②財政基盤の安定化、③地域における間税会の知名度の向上、つまり、人材・財源・広報の順に強化してきました。この順番が非常に大事だと考えています。

2年前から、具体的に会員増強の準備に入りました。先ず理事に賛助会員制度導入を理解してもらった上で、1年前の総会で規約改正(賛助会員制度の規約上の位置付け)をいたしました。また、その総会の席で賛助会員の必要性を正会員の皆様に訴え、ご理解をいただきました。

賛助会員になられた会員の方々には、事前に2年の歳月をかけて説明をして、ご入会いただきました。

以上が大幅な会員増強の経緯です。

※ 賛助会員の要件

- 1 正会員の社員もしくは家族であること。
- 2 総会における議決権はありません。

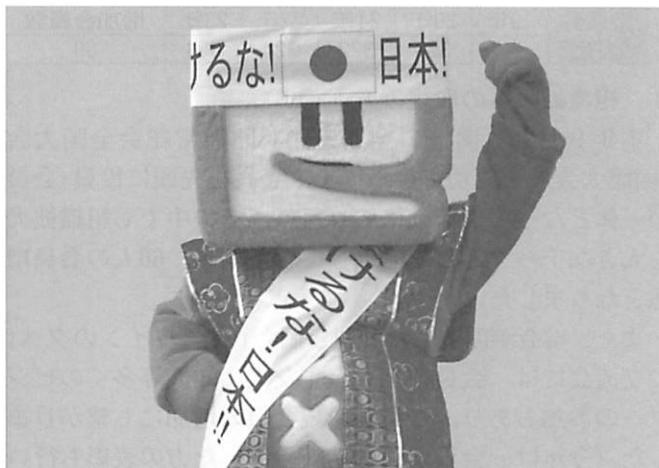
3 会報の送付はありません。

- 4 会費は、一般会員の会費よりは低い金額としています。

2 主な事業活動の内容

- ① 毎回30ページ前後になる会報(2,300部作成)を年2回発行し、会員に配布するのみでなく、管内の商店街にも広く配布し、間税会をアピールしています。
- ② 著名人を講師に招いての時局講演会を開催しています。この講演会は、当会の主催の下、近隣間税会との共催事業として実施し、広く一般にも公開しており、毎回200名を超える参加者があります。
- ③ クリアーファイルを管内すべての小学校の5・6年生、中学校の全生徒に配布しています。昨年の配布数は22,000枚でした。
- ④ e-Taxの周知のために、当会が特別に作成した着ぐるみのイータ君をいろいろのイベント会場に派遣するとともに、主要駅前にe-Tax周知用の懸垂幕を掲示してきました。

当会の役員会員のe-Taxの利用率は極めて高く、上の周知活動と併せた当会のe-Taxの普及活動について、東京国税局長から表彰されました。



…越谷間税会… 関東信越間連

会員数 (人社)	19年	20年	21年	22年	23年	増加会員数
	713	793	914	1,025	1,108	83

当会では、毎年、会員増強を重点施策に掲げ、役員始め会員一丸となって取り組んだ結果、平成23年4月1日現在、昨年の大台を上回って1,108名を達成しました。

1 組織拡大への取組み方

- ① 会長・副会長を中心とし、今年も地域性を活かした取組みをするため、地域の金融機関に働きかけをして、会員加入勧奨に取り組みました。
- ② 会員企業の協力を得て、今年も「ファミリー会員」(会員の家族や従業員も会員になってもらう制度)の拡大に力を入れました。その結果、増加会員数の約半分はファミリー会員が占めることになりました。

2 主な事業活動の内容

本会・女性部・青年部それぞれが講演会・研修会・日帰りバスによる視察研修などを実施し、さらに各支部(7支部)での研修会などの開催を推進しました。

3 今後の活動方針

- ① 今年度も引き続き、研修会・講演会・懇親会・視察研修会などの開催により、会員への情報提供と会員間の交流を深めることによって、会員が会への加入メリットを実感してもらえるような会活動を展開します。
- ② 昨年同様、各支部単位での研修会の開催と4つの委員会(事業企画・財政・広報・組織)が互いに連携をとりながら、それぞれの所掌分野について、積極的に取り組むこととしています。
- ③ 会員の増強
経済情勢が低迷する中、会員増強活動を常に心がけ、16年連続での会員増加を目指します。



3 今後の活動方針

- ① 基本的には、上の2の各種事業を展開する中で、会の一層の活性化を図ることとしますが、当面は9月26日の全問連第38回通常総会全国大会の成功を最大の目標として取り組みます。
- ② 引き続き組織拡大に努めます。(会員数400人以上を目指しています。)

函館間税会

北海道間連

会員数 (人社)	19年	20年	21年	22年	23年	増加会員数
	310	320	322	324	384	60

1 組織拡大への取組み方

本年9月26日開催の全問連第38回通常総会全国大会(函館大会)を成功させるべく、会長を先頭に役員・会員が一体となって会活動に取り組み、その中でも組織拡大を大きなテーマとして活動してきた結果、60人の会員増強となりました。

また、当会が開催した「利き酒会」や「ワインの夕べ」の交流会には、会員のみならず友人・知人等多くのビジターの参加もあり、これが新規会員の増加にも繋がりました。(今年は、会員増強に功績のあった方の表彰も行いました。)

2 主な事業活動の内容

- ① 税務協力団体の合同チーム「e-Tax協力隊」を結成し、函館港まつり(8月)の「函館いか踊り」に参加。(間税会のPRとe-Tax利用促進を呼びかけ、今回は「イータ君」も初登場し、大変な盛り上がりを見せました。)
- ② 小学生に対する「税の標語」の募集。
- ③ 研修会、セミナーの開催。(税制改正等周知)
- ④ 利き酒会、ワインの夕べなどの会員等交流会。
- ⑤ 「税を考える週間」行事として行われている「タックフェスティバル2011」への参加。
- ⑥ e-Taxの利用促進活動。
- ⑦ 消費税に関する税務行政への協力、消費税完納推進運動の展開。

東広島間税会

広島局間連

会員数 (人社)	19年	20年	21年	22年	23年	増加会員数
	182	168	160	160	217	57

会員拡大への取組み方

昨年度、会員の大幅増員につながった要因は、偏に女性部が設立できることにあります。女性部設立発起人代表の三宅弘子副会長を中心に、12名の発起人、事務局の皆様のご尽力により、女性部が誕生いたしました。今回の会員増強の成果は、女性のパワー無くしてはあり得ませんでした。

また、西条税務署の幹部の方々のご熱心なご指導とご協力があったからこそ、頑張ることができたと思います。

今後の課題は、次世代を担ってくれる青年層の発想力とエネルギーを、当会に反映させるための青年部の設立です。

最後に、間税会の活性化を図るには、地域に貢献する活動に積極的に取り組むこと、そして長期的に考えると、租税教室等を活発に開催し、青少年に対する税意識の高揚を図ることが、重要課題であろうと思います。



...伊予西条間税会...

四国間連

会員数 (人社)	19年 1,473	20年 1,206	21年 1,207	22年 1,238	23年 1,382	増加会員数 144
-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

1 組織拡大への取組み

会議を多く開催しても、組織拡大には繋がりません。役員が常に熱意を持って行動する以外には、会の活性化・会員増強はできません。

実行あるのみです!!

今回は特に「全国モデル会」に指定され、役員一同やる気十分です。

2 主な事業活動の内容

① 地域の方々と共に行動の出来る会にするため、各界の著名な人を招いての公開講演会を平成11年から毎年開催しており、毎回500名から1,000名の参加者を得て大好評です。

直近10回の講演内容等

年月日	講師 経歴等	講演内容
平成15.6.14	古岡 勝 全間連会長 (元陸軍大尉)	幻の諜報隊秘史
平成15.11.8	田口 信教 ミュンヘン オリンピック 金メダリスト	金メダルへの道
平成16.6.19	稻尾 和久 元西鉄ライオンズ 投手	私の野球人生
平成17.5.15	大武健一郎 国税庁長官	21世紀の日本の国家戦略と 税制税務行政
平成18.6.25	八木 康夫 —	戦艦大和語り部
平成19.6.24	城 武夫 —	真珠湾攻撃を語る
平成20.6.22	板津 忠正 元特攻隊員 知覧特攻平和会館 初代館長	特攻の真実と平和

年月日	講師 経歴等	講演内容
平成21.6.21	伏屋 和彦 元国税庁長官 内閣官房副長官 会計検査院長	税務行政に携わって
平成22.6.20	野志 克仁 南海放送 アナウンサー 愛媛県松山市長	もぎたてテレビと私
平成23.7.31	中田 勝博 愛媛交響楽団 指揮者	愛媛交響楽団の演奏と「地域に生の演奏をすることで心豊かに」と題する講演

② 署の方々と会長が出向いて、小学校で租税教室を開催していますが、学校・生徒から大歓迎されています。

③ e-Tax, eLTAXの大看板を市役所等5ヶ所に設置し、e-Tax, eLTAXのPRに努めています。

④ 「税の標語」の募集活動を中学校等に働きかけるなどにより、積極的に行ってています。

⑤ 今年のイベントとして、50名の大オーケストラ「愛媛交響楽団 演奏会」を7月31日(日)開催し、多くの参加者から大変、喜ばれました。

「全国モデル会」指定記念 伊予西条間税会演奏会(皆様方のご支援に御礼申し上げます。)

「愛媛交響楽団 演奏会」



とき 平成23年7月31日(日) (入場無料) 開場／正午 演奏会／午後1時～
ところ 丹原文化会館(大ホール) ☎0898-68-3555

★皆様からの消費税は、基礎年金・老人医療・介護の賦課目的に!

★消費税 活かすみんなの 税金会

届け
この響き
がんばれ！
東日本！

主催／伊予西条間税会 指定記念 伊予西条間税会演奏会(皆様方のご支援に御礼申し上げます。)

【お問い合わせ先】伊予西条間税会 会長 佐藤 亮(有)昭和堂 〒799-1353西条市三津原南7-10 TEL0898-64-2329 FAX0898-64-5836

3 今後の活動方針

消費税などの税の啓発、e-Tax, eLTAXの周知と組織の拡大に、全力を挙げて邁進するのみです。

始めよう！月々2,992円
からの安心生活！



全日警のホームセキュリティ
HAPPY GUARD

お見積りは、無料！ お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は www.zennikkei.co.jp/hs/ ☎ 0120-87-7575

消費税法改正のお知らせ

国税庁

平成23年6月に消費税法が改正されました。主な内容は次のとおりです。

改
正
の
ポ
イ
ン
ト

1. 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

前年（前事業年度）6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 6か月間の判定期間は平成24年1月1日から始まります。

2. 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3. 還付申告書に「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

【適用開始時期】平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されます。

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



イ
タ
君

はじめでみませんか？ネットで 申告・納税

●詳しくは、e-Taxホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>